

法務省における防災対策等

○防災業務計画における防災体制

1 災害情報連絡室

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における本省部局等及び所管各庁からの災害に関する情報の収集・整理・伝達、関係機関等との連絡・調整等、必要な初期対応を迅速に行うために設置するもの。

2 防災連絡会議

本省部局等の緊密な連絡協調の下に、法務省の防災体制を整備するとともに、防災対策を円滑かつ的確に推進するため、常設の機関として設置され、また、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における本省部局等及び所管各庁からの災害に関する情報の収集・整理・伝達、関係機関等との連絡・調整等必要な初期対応を行うために招集されるもの。

3 災害対策本部

非常災害が発生した場合において、当該災害の規模その他の状況に照らし、法務大臣が、必要があると認めるときに、災害の応急・復旧、災害復興に関する万全の措置を講ずるために設置するもの。

○平成28年度熊本地震における対応

1 物的支援

- 熊本刑務所、熊本少年鑑別所が近隣住民(最大時250名)に避難場所(職員用の武道場等)を提供するとともに、非常食約4,000食及び水等の支援物資を提供。
- 福岡拘置所、佐賀少年刑務所が熊本市に飲料水約2,600リットルを提供。
- 熊本機能病院に非常食1,800食を提供。
- 熊本刑務所がガス復旧前、被災者のため掛け湯用のお湯を提供。ガス復旧後は、被災者に職員待機所を開放するとともに、職員待機所及び武道場の浴室の提供を実施。

2 医療的支援

- 熊本刑務所の避難者に対し同刑務所医務課長が回診を実施。
- 熊本少年鑑別所から医療支援のため医官を、また、心理相談のため心理技官を避難所に派遣。
- JMAT(日本医師会災害医療チーム)の要請を受け、高松刑務所から破傷風ワクチン59回分を提供。

3 民間協力者の安否確認

- 熊本県、大分県の人権擁護委員及び保護司計約2,100名の安否を確認(保護司4名が軽傷、その余はいずれも被害なし)。

4 その他

- 司法試験及び司法試験予備試験について、福岡市試験地での受験希望者の希望試験地の変更を許容することとし周知(出願者に電話で直接確認、法務省ホームページに掲載)。
- 被災地域に対し、土地・建物の権利証を紛失しても、土地・建物の所有権等の権利を失うことはないことなどについて周知(法務省ホームページ、官邸ホームページに掲載)。
- 法人の破産手続開始の決定の特例及び相続の承認又は放棄をすべき期間の特例に関する措置を講ずることなどを内容とする政令を閣議決定。